

広情個審第30号

令和5年6月30日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年4月25日付け広保年第33号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問349号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

令和4年4月25日付け広保年第33号の諮問事案（諮問第349号事案）

令和3年10月15日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年11月1日付け広島市指令第8号で行った公文書不開示決定に対する令和4年1月25日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における本件答申に係る主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件公文書不開示決定を取り消すとの決定を求める。

なお、請求人は広島市宛に令和3年10月15日付けで開示請求した国保データの情報を広島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に対して開示するよう依頼又は命令して、請求人に開示請求の国保データを開示する旨の決定及び請求人が国保連合会宛てに令和3年10月26日付けで開示請求した国保データの情報を国保連合会に対して開示許可して国保連合会に請求人開示請求の国保データを開示させる旨の決定を求めているが、これらについては、実施機関において却下されている。

### (2) 審査請求の理由

ア 広島市は、国民健康保険の保険者として被保険者から保険料を徴収している。広島市は、医療機関から保険診療費の請求があった場合に、その請求に不正がないかを審査する義務を負っており、保険診療費請求の審査業務を国保連合会に委託している。広島市は、国保連合会に対して業務委託費を支払っており、よって、広島市は、国保連合会に対して審査業務を改善するように命令する契約上の立場であり、情報開示を命令する契約上の地位にある。

イ 広島市は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）及び個人情報の解釈を誤っている。実施機関が本件不開示決定に関して特定した公文書の件名は、

「特定の傷病名、処方された薬剤、検査名、保険点数に関する医療機関のレセプト及びそれに紐づく処方箋ごとの出力情報」とあり、開示しない理由として、「条例第7条第1号に該当。個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため」と記載しているのは誤りである。(ア)傷病名、処方された薬剤、検査名、保険点数、その集計結果などは、個人情報ではない。個人情報とは、氏名、生年月日、住所、電話番号、被保険者番号など個人を特定できる情報を指す。傷病名、薬剤名、検査名、保険点数では個人を特定できず、個人情報には該当しない。(イ)傷病名、薬剤名、検査名、保険点数を知って、他の情報と紐づけして個人を特定することもできない。なぜなら、紐づけするための情報を入手しようがないからである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求は、実施機関が令和3年11月1日付けで請求人に対して行った公文書不開示決定通知の取消し及び請求人が請求している公文書の開示を求めるものであるが、請求人が開示を求める情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

また、当該情報は医療機関等を受診した内容が含まれるものであり、個人の人格と密接に係る情報は、当該個人が情報の流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではない。当該情報は本人のプライバシーに属するものであり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、氏名だけではなく、その内容についても不開示とする必要があると考える。

診療報酬明細書等の患者への開示について国から示された「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」の一部改正について（平成23年6月20日付け地方厚生(支)局長宛て厚生労働省保険局長通知)による診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領例において、個人のプライバシーの保護の観点から開示請求又は開示依頼を行い得る者の範囲を被保険者及び被扶養者本人又は法定代理人及び任意代理人並びに遺族に限定しており、本市においても本通知に基づき「広島市国民健康保険診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」を同様に定め運用しているところ、こうした点からもレセプトは個人の人格と密接に係る情報であり、その人のプライバシーに属するものと考えている。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（中略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目

的とする」と定め、条例第3条は「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに（中略）しなければならない」としている。

- (2) 条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、同条第1号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

### (3) 条例第8条の規定による部分開示について

条例第8条第1項本文は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定し、ただし書において、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」と規定している。

同条第2項では、「開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」と規定している。

### (4) 本件不開示決定における対象公文書について

当審査会が見分するに、本件対象公文書は、請求人からの令和3年10月15日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年11月1日付け広島市指令第8号で行った不開示決定に関する「特定の傷病名、処方された薬剤、検査名、保険点数に関する医療機関のレセプト及びそれに紐づく処方箋ごとの出力情報」（以下「本件不開示文書」という。）である。

**(5) 本件開示請求における公文書の内容について**

当審査会が見分したところ、請求人は、本件開示請求において、特定の二つの医療機関に関する特定の条件でのレセプトごとの出力情報とそれに紐づく処方箋ごとの出力情報、診療年月日、処方箋又は検査の保険請求点数及び出力情報を集計した情報（出力件数、処方箋又は検査の保険請求点数の合計）並びに前記特定の条件での医療機関を限定しないレセプトごとの出力情報とそれに紐づく処方箋ごとの出力情報、診療年月日、処方箋又は検査の保険請求点数及び出力情報を集計した情報（出力件数、処方箋又は検査の保険請求点数の合計）の開示を求めている。

**(6) 実施機関が保有している公文書について**

請求人が本件開示請求において請求する(5)の内容について、当審査会が実施機関に聴取したところ、広島市は診療報酬の支払審査事務及びレセプトの管理運用を国保連合会に委託しており、レセプトは医療機関から国保連合会へ提出されるが、保険者である広島市が最終的に診療報酬を負担するとのことであった。このことから、レセプトは広島市が保有しているものといえるが、「請求人が請求する特定の条件でのレセプト及びそれに紐づく処方箋ごとの出力情報を集計した情報」を広島市は保有していない旨の説明に、特段、不合理な点は認められない。

**(7) 条例第7条第1号及び条例第8条第2項該当性について**

ア 本件開示請求に関する不開示文書には、当審査会が見分するに、患者の氏名、性別、生年月日、被保険者証の記号・番号、カルテ番号、レセプト番号、傷病名、診療開始日、診療実日数、診療行為、診療点数、保険医療機関の所在地及び名称、保険薬局の所在地及び名称、調剤月日、医薬品名・規格・容量・剤形・用法等の情報が記載されていた。

イ 請求人は、傷病名、医薬品名・規格・容量・剤形・用法欄に記載される薬剤名、診療行為として記載される検査名、保険点数等の情報は特定の個人を識別できる情報ではないため、条例第7条第1号に該当しない旨主張する。

ウ 本件不開示文書は、アで述べた個人に関する情報が記載され、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当することは明らかであり、請求人の主張は適切でない。一方、具体的に現れてはいないが、請求人の主張には条例第8条第2項に係るものも含まれていると理解できることから、本件開示請求において、条例第8条第2項の適用により開示が認められるか否かが問題となる。

エ 4の(3)に記載のとおり条例第8条第1項は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務について、同条第2項は、上記の不開示情報が条例第7条第1号の個人に関する情報のうち特定の個人を識別することができるものに当たるときにおける第8条第1項の適用の在り方について特に定めるものであって、「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる」ことを、同

条第1項を適用して部分開示をするに当たっての要件として加えている。その趣旨は、条例第7条第1号の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものについて、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、これを不開示とする意義に乏しいことから、かかる場合には、上記部分を削除した残りの部分については、条例第7条第1号の個人に関する情報には含まれないものとみなして、条例第8条第1項の定めるところに従い部分開示をすることとして、公文書の開示を求める権利の尊重と個人に関する情報の保護の調整をした点にあると解される。

オ この点、傷病名、診療開始日、診療実日数、診療行為、診療点数、保険医療機関の所在地及び名称、保険薬局の所在地及び名称、調剤月日、医薬品名・規格・容量・剤形・用法等の情報は、個人を識別することができるかどうかは別として、個人に関するいわゆる病歴等についての情報で、一般に他人には知られたくない情報に当たるといふべきであり、事柄の性質上、その取扱いには慎重であることを要するといふべきである。そして、病歴等の情報は、個人の人格と密接に関連した情報であるところ、病気の軽重によって、他人に知られたくない情報の程度に差異はあるが、一律に、病名次第で、個人の人格との関連性が薄くなるとまではいいきれない。

これらの検討によれば、本件不開示文書に記録された情報のうち、患者の氏名、性別、生年月日等の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いても、残りの部分を公にした場合に、個人の権利利益が害されるおそれがないとまで認めることはできない。

カ したがって、本件不開示文書は条例第7条第1号に該当し、本件不開示文書から、患者の氏名、性別、生年月日等の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いても、その余の部分を公にした場合に、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第8条第2項にも該当しないため、実施機関が不開示とした判断は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 4. 4. 2 6	広保年第 3 3 号の諮問を受理 (諮問第 3 4 9 号で受理)
R 5. 1. 1 7 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 5. 3. 2 8 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 5. 4. 2 5 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議
R 5. 5. 1 5 (第 4 回審査会)	第 3 部会で審議
R 5. 6. 2 6 (第 5 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
松 田 健之介	弁護士
山 中 和久	株式会社中国新聞社論説副主幹